

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月24日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 城陽市長 奥田 敏晴 電話 0774-52-1111(代) / 0774-56-4061					
主たる業種	地方公共団体	細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	別添城陽市環境マネジメントシステムマニュアル2ページの「環境方針」のとおり						
計画を推進するための体制	別添「環境推進組織に関する要綱」1ページの「環境政策推進組織図」のとおり						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,412.2 トン	6,412.3 トン	6,513.3 トン	6,495.1 トン	1.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,412.2 トン	6,412.3 トン	6,513.3 トン	6,495.1 トン	1.0 パーセント	
	実績に対する自己評価	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気をしながらの空調機使用をした施設が多かったことから、基準年度と比較して微増となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務所等	事業活動に伴う排出の量 (市役所開庁日)	26.72	26.39	26.91	26.73	-0.16 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	市役所開庁日が基準年度より多く原単位は減少したことから、開庁日あたりの排出量は減少した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		92.0 パーセント	92.0 パーセント	92.0 パーセント	92.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	第4期エコプランの推進（「クールチョイス・城陽」の取組、電動自転車や自転車の利用促進、省エネルギー機器の導入等）					
	(3)年度	第4期エコプランの推進（「クールチョイス・城陽」の取組、電動自転車や自転車の利用促進、省エネルギー機器の導入等）					
	(4)年度	第4期エコプランの推進（「クールチョイス・城陽」の取組、電動自転車や自転車の利用促進、省エネルギー機器の導入等）					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月第2水曜日にノーマイカーデーを実施（令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取組を見合わせている）					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取組を見合わせた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市・市民・市民団体・事業者が協力して環境基本計画を推進し、環境保全の普及・啓発に取り組んでいる「城陽環境パートナーシップ会議」に対して、賛助会費及び事務局としての支援を行っている。						
特記事項	「第4期城陽市エコプラン」に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間に、対25年度比で9%（年平均）削減する目標を掲げ取り組んでいる。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。